

【 外 交 防 衛 委 員 会 】

(1) 審 議 概 観

第154回国会において本委員会に付託された案件は、条約18件（うち本院先議4件）及び内閣提出法律案3件であり、条約18件を承認し、法律案3件を可決した。

また、本委員会付託の請願19種類337件のうち、1種類2件を採択した。

〔条約及び法律案等の審査〕

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（締約国の第9回会合において採択されたもの）は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、非締約国との貿易規制の対象となる物質の範囲を拡大することなどについて定めるものである。また、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正は、同様の観点から、生産、消費等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること等について定めるものである。委員会においては、オゾン層破壊物質の削減状況、ライセンス制度導入による規制物質の不正な輸出入防止等について質疑を行い、いずれも全会一致をもって承認した。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約は、ダイオキシン、P C B等、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的として、これらの物質の製造、使用の規制等について定めるものである。委員会においては、ダイオキシン発生源である小規模焼却炉対策、在日米軍基地に保管されたP C Bの処理等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

刑を言い渡された者の移送に関する条約は、昭和58年3月に欧州評議会で作成されたものであり、外国において服役する受刑者の社会復帰を促進する等のため、受刑者をその本国に移送する場合の一般原則、移送の条件、手続、移送によって生じる効果等について定めたものである。委員会においては、来日外国人受刑者の大半を占める中国、イラン、韓国等に対する受刑者移送制度導入の働き掛け、被害者感情に配慮した移送の実施、在日米軍人の受刑者の数と本国移送による刑の執行軽減の可能性、国際基準に適合した我が国における受刑者の処遇改善等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定は、平成12年10月の我が国とシンガポールとの間の首脳会談において、二国間経済連携協定締結のための交渉を開始することで意見が一致したことを受け、平成13年1月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、本年1月、シンガポールにおいて署名が行われたものである。本協定は、我が国とシンガポールとの間で貿易及び投資の自由化及び円滑化を一層進める我が国初の自由貿易協定であり、金融サービス、情報通信技術、科学技術、人材養成、貿易及び投資の促進、中小企業、放送並びに観光といった幅広い分野での連携を強化しようとするものである。委員会においては、我が国初の自由貿易協定をシンガポールと締結する背景、自由貿易協定に対する我が国の基本姿勢、本協定が我が国の国内産業に与える影響等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約は、ハイジャックや爆弾テロ等の一定のテロリズムの行為を行うために使用される資金を提供し、又は収集する行為を犯罪

として定め、その犯罪についての裁判権の設定、その犯罪に使用された資金の没収等について定めるものである。委員会においては、資金洗浄や不正送金によるテロ資金供与の実態、テロリズムの定義と国連での包括テロ防止条約の作成交渉、本条約実施のための国内法における犯罪の構成要件等について質疑を行い、多数をもって承認した。

国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正は、機構がその宇宙システムを移転する会社を監督する等のために、機構の目的、構成等を変更することを内容とするものである。委員会においては、国際電気通信におけるインテルサットの役割等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第144号）は、昭和51年に国際労働機関（ILO）において採択されたものであり、国際労働基準の実施を促進するための政府、使用者及び労働者の三者の間の協議について定めるものである。委員会においては、ILO第144号条約の批准が遅れた理由、ILO条約に対する我が国の基本的態度等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

世界保健機関憲章第24条及び第25条の改正は、世界保健機関の執行理事会の構成員の数を32から34に増加すること等を目的とするものである。委員会においては、全会一致をもって承認した。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定は、我が国と韓国との間の経済的協力を強化し、投資の自由化、促進及び保護を通じて両国間における資本及び技術の交流を促進するため、投資の許可段階における最恵国待遇及び内国民待遇の原則供与、技術移転要求、研究・開発要求を始めとする投資阻害効果を有する特定措置の履行要求の原則禁止等について定めるものである。委員会においては、協定が両国に与える経済効果、協定締結に対する韓国労働界の反応等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約は、我が国と韓国との間の逃亡犯罪人の引渡しに関し、引渡しの対象となる犯罪の範囲、引渡しを拒む事由、自国民の引渡し、引渡手続等について定めるものである。委員会においては、条約締結に3年半を要した理由、中国等との犯罪人引渡条約締結の検討状況等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書は、平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約の第3回締約国会議において採択されたものであり、先進国等が平成20年から平成24年までの5年間に於いて数量化された約束に従って二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑制し、又は削減すること等について定めるものである。なお、我が国は、5年間に於いて、平成2年の排出量水準より6%削減することを約束している。委員会においては、京都議定書の発効見通し、温室効果ガス排出削減約束の達成と産業界の取組、温暖化防止のための森林整備、太陽光発電・風力発電等新エネルギーの普及・促進、ヨハネスブルグ環境開発サミットへの対処方針、米国が発表した気候変動政策に対する評価等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約は、平成8年12月にジュネーブで開催された国際会議において採択されたものであり、情報関連技術の発達等に対応して、実演家及びレコード製作者に係る著作隣接権を一層効果的に保護することを目的とするもの

である。委員会においては、実演・レコード条約において視聴覚的な実演が保護の対象となっていない理由、放送事業者の権利保護に向けた内外の取組等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

1967年7月14日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第9条(3)の改正は、平成11年9月にジュネーブで開催された世界知的所有権機関の締約国会議において採択されたものであり、機関の事務局長の任期を制限することを内容とするものである。委員会においては、全会一致をもって承認した。

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約は、昭和45年11月にパリで開催されたユネスコの第16回総会において採択されたものであり、不法な文化財取引を実効的に禁止し、及び防止することを目的とするものである。委員会においては、文化財不法輸出入等禁止条約の国会提出が遅れた理由、文化財保護に関する未締結条約の締結促進、アフガニスタンから流出した文化財の保護等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

エネルギー憲章に関する条約及びエネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書は、いずれも平成6年12月にリスボンで開催された国際会議において採択されたものである。条約は、エネルギー原料及びエネルギー製品の貿易並びにエネルギー分野における投資を促進すること等を目的として、エネルギー分野の貿易の自由化及び投資の促進、保護等について定めたものであり、議定書は、エネルギー効率を高め、望ましくない環境上の影響を軽減するための政策上の原則等について定めたものである。委員会においては、我が国のエネルギー安全保障戦略、米国及びロシアが両条約を締結していない理由と両条約が持つ意義、エネルギー開発に当たっての環境問題への配慮等について質疑を行い、両件はいずれも全会一致をもって承認した。

アジア＝太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書は、いずれも平成12年9月にテヘランで開催されたアジア＝太平洋郵便連合の第8回大会議において採択されたものであり、アジア＝太平洋郵便連合の組織及び運営の合理化のため、中央事務局及びアジア＝太平洋郵便研修センターを廃止し、新たに管理部門及び研修部門から成る事務局を設けること、憲章の第二追加議定書を反映し、事務局の組織、職員、任務及び事務局長の任務等について定めるものである。委員会においては、我が国郵政事業の公社化等に伴う国際郵便業務の円滑な実施、アジア＝太平洋郵便連合の運営状況と連合未加盟国との郵便事情等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案は、平成17年に愛知県で開催される予定の国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約の規定に基づき、2005年日本国際博覧会政府代表1人を外務省に置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めるものである。委員会においては、愛知万博の実施態勢、市民参加に配慮した博覧会の実施等について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、在東チモール日本国大使館及びユネスコ日本政府代表部の新設、在勤基本手当の基準額及び研修員手当の改定等について定めるものである。委員会においては、ユネスコ代表部設置の背景、在勤基本手当の基準額設定の考え方等について質疑を

行い、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、7項目の附帯決議が行われた。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化、効率化、コンパクト化を進め、必要な機能の充実等を図るとの観点から、陸上自衛隊の第四師団の改編、陸上、海上、航空各自衛隊の情報保全隊の新編、統合幕僚会議事務局における防衛情報通信基盤管理運営室の新設、情報本部における情報の収集・分析態勢の強化等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更しようとするものである。委員会においては、本改正による自衛隊改編の概要、新編される情報保全隊と現行の調査隊との任務の違い、即応予備自衛官制度の整備・運用状況、本改正に伴う自衛官定数の削減と有事法制との関係等について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

3月14日、川口外務大臣及び中谷防衛庁長官から外交の基本方針及び国の防衛の基本方針に関し、それぞれ所信を聴取した。

3月19日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

4月4日、外務省改革及び人事、パレスチナ情勢、不審船引揚げ問題、日中経済関係、キューバ移送のタリバーン兵等の処遇、有事法制、防衛庁の情報保全体制、沖縄米軍基地等の諸問題について質疑を行った。

4月9日、民間人大使、パレスチナ情勢、国際捕鯨、日朝関係、不審船引揚げ問題、沖縄米軍基地問題、地雷除去支援、ミサイル防衛、有事法制等の諸問題について質疑を行った。

4月11日、日本人拉致問題、不審船問題、対中ODA、自由貿易協定（FTA）、米軍厚木基地隣接ごみ焼却炉問題、米軍基地日本人従業員の処遇、地雷除去支援、大使の任期、アジア太平洋地域の安全保障、防衛庁の省昇格問題、防衛庁の情報収集態勢、沖縄米軍基地の跡地問題、沖縄の不発弾処理等の諸問題について質疑を行った。

4月18日、日本人拉致疑惑について、参考人として、横田滋君、横田早紀江君、有本明弘君、有本嘉代子君を招致し、意見を聞いた。

同日、日本人拉致疑惑について質疑を行った。

4月25日、外務省改革、非核三原則、在日米軍基地、防衛庁長官の訪中延期、パレスチナ紛争、ODA、総理の靖国神社参拝、有事法制、国連安保理改革、NGO支援、日米安保体制等の諸問題について質疑を行った。

4月26日、外務省改革について、参考人として、オリックス株式会社代表取締役会長宮内義彦君、朝日新聞特別編集委員船橋洋一君、関東学園大学教授今川幸雄君を招致し、意見を聞いた後、質疑を行った。

6月4日、気候変動枠組条約京都議定書等の諸問題について質疑を行った。

6月6日、中谷防衛庁長官からテロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について報告を聴取した後、質疑を行った。

7月2日、韓国・北朝鮮警備艇の銃撃戦、不審船引揚げ、我が国の難民政策、防衛庁情報開示請求者リスト作成事案、中国遺棄化学兵器、インド洋派遣自衛艦に対する米軍の戦術指揮統制、沖縄返還時の軍用地復元補償の密約報道等の諸問題について質疑を行った。

7月9日、瀋陽総領事館事件、不審船引揚げ、我が国の防衛政策、防衛庁情報開示請求者リスト作成事案、有事法制、日露関係、北方四島住民支援事業、韓国・北朝鮮警備艇の銃撃戦、戦争犯罪被害者の救済、我が国の外交政策、沖縄米軍基地問題等の諸問題について質疑を行った。

7月11日、瀋陽総領事館事件及び難民問題について質疑を行った。

7月16日、外務省改革について、参考人として、朝日新聞特別編集委員船橋洋一君、外交評論家岡本行夫君、ソシエテジェネラル証券会社東京支店常務取締役藤原美喜子君、オリックス株式会社代表取締役会長宮内義彦君を招致し、意見を聞いた後、質疑を行った。

7月18日、川口外務大臣から外務省改革について報告を聴取した後、質疑を行った。

なお、3月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度内閣府所管（防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管の予算について審査を行い、外務省文書の公開基準、ODAへの「時のアセスメント」導入、不審船の引揚げ調査、有事法制の対象、空中給油機の導入、北朝鮮による拉致疑惑、総理と拉致被害家族との面会、アフガニスタンPKOへの自衛隊参加、外務省タウンミーティング、NGO担当大使、人間の安全保障、紛争予防・平和構築無償、アフガニスタンの麻薬対策、核軍縮決議案、日出生台演習場周辺における移転措置事業、自衛隊の情報収集体制、沖縄におけるSACO関係経費、四島支援委員会等に対する監査体制、BMD、外務省を「変える会」最終報告書、日米ガイドラインに基づく相互協力計画等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成14年3月14日（木）（第1回）

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 外交の基本方針に関する件について川口外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について中谷防衛庁長官から所信を聴いた。

○平成14年3月19日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、上野内閣官房副長官、杉浦外務副大臣、横内法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年3月20日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管）について川口外務大臣及び中谷防衛庁長官から説明を聴いた後、同大臣、同長官、安倍内閣官房副長官、萩山防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年3月28日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（閣法第14号）（衆議院送付）
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）
以上両案について川口外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、中谷防衛庁長官、植竹外務副大臣、大島経済産業副大臣、佐藤国土交通副大臣、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（閣法第14号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第14号）賛成会派 自保、民主、公明、国連、社民

反対会派 共産

（閣法第15号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

なお、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成14年4月4日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○外務省改革及び人事に関する件、パレスチナ情勢に関する件、不審船引揚げ問題に関する件、日中経済関係に関する件、キューバ移送のタリバーン兵等の処遇に関する件、有事法制に関する件、防衛庁の情報保全体制に関する件、沖縄米軍基地に関する件等について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（締約国の第9回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第6号）

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第7号）

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

以上3件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月9日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（締約国の第9回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第6号）

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第7号）

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

以上3件について川口外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第6号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

（閣条第7号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

（閣条第8号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

○民間人大使に関する件、パレスチナ情勢に関する件、国際捕鯨に関する件、日朝関係に関する件、不審船引揚げ問題に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件、地雷除去支援に関する件、ミサイル防衛に関する件、有事法制に関する件等について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、上野内閣官房副長官、杉浦外務副大臣、岩永農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年4月11日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日本人拉致問題に関する件、不審船問題に関する件、対中ODAに関する件、自由貿易協定（FTA）に関する件、米軍厚木基地隣接ごみ焼却炉問題に関する件、米軍基地日本人従業員の処遇に関する件、地雷除去支援に関する件、大使の任期に関する件、アジア太平洋地域の安全保障に関する件、防衛庁の省昇格問題に関する件、防衛庁の

情報収集態勢に関する件、沖縄米軍基地の跡地問題に関する件、沖縄の不発弾処理に関する件等について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、上野内閣官房副長官、杉浦外務副大臣、萩山防衛庁副長官、下地経済産業大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

- 刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月16日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第14号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年4月18日（木）（第9回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本人拉致疑惑に関する件について参考人横田滋君、横田早紀江君、有本明弘君及び有本嘉代子君から意見を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本人拉致疑惑に関する件について政府参考人に対し質疑を行った。
- 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について中谷防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月23日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について中谷防衛庁長官、川口外務大臣、萩山防衛庁副長官、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第13号）賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産、社民

○平成14年4月25日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外務省改革に関する件、非核三原則に関する件、在日米軍基地に関する件、防衛庁長官の訪中延期に関する件、パレスチナ紛争に関する件、ODAに関する件、総理の靖国神社参拝に関する件、有事法制に関する件、国連安保理改革に関する件、NGO支援に関する件、日米安保体制に関する件等について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年 4月26日（金）（第12回）

- 外務省改革に関する件について参考人オリックス株式会社代表取締役会長宮内義彦君、朝日新聞特別編集委員船橋洋一君及び関東学園大学教授今川幸雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年 5月 7日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について川口外務大臣、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第1号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし

○平成14年 5月16日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）について川口外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第9号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 社民

- 国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）
国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第144号）の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）
世界保健機関憲章第24条及び第25条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

以上3件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年 5月21日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）
国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第144号）の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）
世界保健機関憲章第24条及び第25条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

以上3件について川口外務大臣、安倍内閣官房副長官、萩山防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第2号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし

- (閣条第3号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし
- (閣条第4号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし

○平成14年5月23日(木)(第16回)

- 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第16号)(衆議院送付)
 - 犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第17号)(衆議院送付)
- 以上両件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年5月28日(火)(第17回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第16号)(衆議院送付)
- 犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第17号)(衆議院送付)

以上両件について川口外務大臣、村田内閣府副大臣、大島経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

- (閣条第16号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし
- (閣条第17号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし

- 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第15号)(衆議院送付)について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年5月30日(木)(第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第15号)(衆議院送付)について中谷防衛庁長官、川口外務大臣、上野内閣官房副長官、松経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

- (閣条第15号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし

○平成14年6月4日(火)(第19回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 気候変動枠組条約京都議定書に関する件等について川口外務大臣、上野内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年6月6日(木)(第20回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について中谷防衛庁長官から報告を聴いた後、福田内閣官房長官、中谷防衛庁長官、川口外務大臣、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

- 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

1967年7月14日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第9条（3）の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）（衆議院送付）

以上3件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年6月11日（火）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

1967年7月14日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第9条（3）の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）（衆議院送付）

以上3件について川口外務大臣、中谷防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第10号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

（閣条第11号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

（閣条第18号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

○平成14年7月2日（火）（第22回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 韓国・北朝鮮警備艇の銃撃戦に関する件、不審船引揚げに関する件、我が国の難民政策に関する件、防衛庁情報開示請求者リスト作成事案に関する件、中国遺棄化学兵器に関する件、インド洋派遣自衛艦に対する米軍の戦術指揮統制に関する件、沖縄返還時の軍用地復元補償の密約報道に関する件等について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、萩山防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

- エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（衆議院送付）

以上両件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年7月4日（木）（第23回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（衆議院送付）

以上両件について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、尾辻財務副大臣、下地経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第12号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

（閣条第13号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

○平成14年7月9日（火）（第24回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 瀋陽総領事館事件に関する件、不審船引揚げに関する件、我が国の防衛政策に関する件、防衛庁情報開示請求者リスト作成事案に関する件、有事法制に関する件、日露関係に関する件、北方四島住民支援事業に関する件、韓国・北朝鮮警備艇の銃撃戦に関する件、戦争犯罪被害者の救済に関する件、我が国の外交政策に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について川口外務大臣、中谷防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年7月11日（木）（第25回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 瀋陽総領事館事件及び難民問題に関する件について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、上野内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年7月16日（火）（第26回）

- 外務省改革に関する件について参考人朝日新聞特別編集委員船橋洋一君、外交評論家岡本行夫君、ソシエテジェネラル証券会社東京支店常務取締役藤原美喜子君及びオリックス株式会社代表取締役会長宮内義彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年7月18日（木）（第27回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外務省改革に関する件について川口外務大臣から報告を聴いた後、同大臣、植竹外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- アジア＝太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年7月23日（火）（第28回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- アジア＝太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）について川口外務大臣、中谷防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第5号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし

○平成14年7月31日（水）（第29回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 請願第4167号外1件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第30号外334件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

【要旨】

この協定は、我が国とシンガポール共和国との間において貿易、投資等の自由化及び円滑化を進め、金融、情報通信技術等の幅広い分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定める我が国初の自由貿易協定であり、2002年（平成14年）1月にシンガポールで署名されたものである。

この協定は、前文、本文153箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成り、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 （総則）この協定の適切な実施を確保し、両締約国間の経済上の関係及び連携について見直しを行うとともに、この協定の改正の要否について検討するため、総括委員会を設置する。
- 2 （物品の貿易）各締約国は、他方の締約国の産品に対し内国民待遇を与える。各締約国は、附属書Ⅰに定める自国の実施日程に従って関税を撤廃する。
- 3 （原産地規則）この協定の適用上、締約国において完全に得られ又は生産された産品及び締約国において十分な変更が加えられた産品は、当該締約国の原産品として扱う。
- 4 （税関手続）各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、情報通信技術の利用及び税関手続の簡素化並びに国際的な基準及び勧告された慣行への可能な限りの調和を行う。
- 5 （貿易取引文書の電子化）両締約国は、貿易取引文書の電子化を実現し、及び促進するために協力する。
- 6 （相互承認）各締約国は、通信端末機器及び無線機器並びに電気製品について、自国の法令に基づいて他方の締約国の適合性評価機関が実施する適合性評価手続の結果を受け入れる。
- 7 （サービスの貿易）各締約国は、市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の約束表で特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。各締約国は、自国の約束表に記載した分野において、かつ、当該約束表に定める条件及び制限に従い、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与える。
- 8 （投資）各締約国は、自国の領域内において、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、所有、清算、売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇を与える。
- 9 （自然人の移動）各締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家及び個人的な契約に基づいて業務に従事する自然人の入国・滞在及びその条件について、特定の約束を行う。
- 10 （知的所有権）両締約国は、知的所有権の分野における協力を発展させ、両締約国の知的所有権データベースの利用を容易にするための適当な措置をとる。
- 11 （政府調達）両締約国の政府職員は、いずれか一方の締約国の要請により会合し、そ

それぞれの締約国の法令に従い政府調達に関する情報交換を行う。

- 12 （競争）各締約国は、反競争的行為に対し適当と認める措置をとる。
- 13 （経済連携強化）両締約国は、金融サービス、情報通信技術、科学技術、人材養成、貿易及び投資の促進、中小企業、放送並びに観光の各分野において協力する。
- 14 （紛争の回避及び解決）紛争の回避及び解決のため、各締約国は協議を要請することができ、協議により問題を解決することができなかった場合には、協議に関する委員会の会合を要請することができる。いずれの締約国も、他方の締約国が、この協定又は実施取極に基づく義務を履行せず又はこれに反する措置をとった結果、自国に与えられた利益が無効にされ又は侵害されていると認める場合には、書面により協議の要請を行うことができ、協議によって紛争を解決することができなかった場合には、一定の要件の下で当該紛争に関し仲裁裁判所の設置を要請することができる。
- 15 （改正）この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。
- 16 （効力の発生）この協定は、この協定の効力の発生のために必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を我が国政府及びシンガポール政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第2号）

【要旨】

国際電気通信衛星機構（インテルサット）（以下「機構」という。）は、通信衛星を利用する国際電気通信網により、世界のすべての地域に対して通信手段を提供することを目的として、1973年（昭和48年）に「国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定」により設立された国際機関である。

近年、国際衛星通信の分野は、各国における通信自由化の流れや通信技術の急速な進歩を受けて、民間企業の参入、海底光ケーブル等サービスの多様化により競争が激化し、その情勢が急速に変化している。

このような情勢の変化に対応するため、2000年（平成12年）11月に開催された第25回締約国総会において、機構がその宇宙システムを移転する会社を監督し、会社によるライフライン接続サービスの提供等の中核的な原則の履行を確保するために機構の目的、構成等を変更することを内容とする協定改正案が採択された。改正の主な内容は次のとおりである。

- 1 機構は、会社が中核的な原則、すなわち、全世界的な接続及び全世界的な範囲を維持し、ライフライン接続の対象となる顧客に業務を提供し、会社のシステムへの無差別のアクセスを提供するという原則を履行することを確保することを主たる目的とする。
- 2 機構は、会社が中核的な原則を履行することを監督するため、会社と公的業務契約を締結する。
- 3 改正後は、会社が国際公衆電気通信業務を提供することとなるため、宇宙部分の企画、運用及び維持、運用協定（各締約国が指定する電気通信事業体等の間で締結される文書であって機構の運営、財政及び技術上の細目について定めるもの）等に係る現行協定の

規定は削除される。

なお、この改正は、現行協定の規定により、(1) この改正案の採択の日に締約国であった国の3分の2（96箇国の締結。ただし、この3分の2の締約国又はその指定した署名当事者がその日に出資率の全体の3分の2以上を有していたことを条件とする。）、又は(2) この改正案の採択の日に締約国であった国の85%以上（123箇国以上の締結）の国から改正の承認、受諾又は批准の通告を寄託政府が受領した後90日ですべての締約国について効力を生ずる。

国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第144号）の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

【要旨】

国際労働機関（ILO）は、政府、使用者及び労働者の三者の代表者が参加する国際機関であり、これらの三者の間の議論を通じ、多くの国際労働基準（国際労働条約及び国際労働勧告）を設定し、労働者の労働条件の改善に貢献してきた。

この条約は、加盟国における国際労働基準の実施を促進するためには、各国の国内においても三者の代表者の間で国際労働基準に関する事項について協議を行うことが有益であるとの認識の下、1976年（昭和51年）の第61回総会で採択され、1978年（昭和53年）5月に効力を生じたものである。

この条約は、前文、本文14箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 加盟国は、政府、使用者及び労働者の代表者の間で効果的な協議が行われることを確保する手続を運用することを約束する。
- 2 協議の手続に参加する使用者及び労働者の代表者は、代表的団体が自由に選ぶ。また、使用者及び労働者は、協議において平等な立場で代表される。
- 3 権限のある当局は、協議の手続に対する事務上の支援について責任を負う。また、協議の手続の参加者に対して必要な研修を行うための経費の負担について、代表的団体との間で適当な取決めを行う。
- 4 協議は、国際労働総会の議題、採択された条約及び勧告を権限のある機関へ提出する際に行われる提案、批准されていない条約及び実施されていない勧告の見直し、既に批准している条約の実施に関して国際労働事務局に対して行われる報告から生ずる問題並びに批准された条約の廃棄に関する提案について、適当な間隔を置いて行う。
- 5 権限のある当局は、適当と認めるときは、協議の手続の運用に関する年次報告を公表する。
- 6 この条約は、ILOのいずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

世界保健機関憲章第24条及び第25条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第4号）

【要旨】

世界保健機関（以下「機関」という。）は、すべての人民が可能な最高の健康水準に到達することを目的として世界保健機関憲章（以下「憲章」という。）に基づき、1948年（昭和23年）に設立された国際連合の専門機関の一つである。

機関の執行理事会（以下「理事会」という。）は、世界保健総会（以下「総会」という。）の決定及び政策の実施に当たる等、機関の政策実施に責任を有する重要な組織であり、現在、32の加盟国が任命した32人の理事で構成されている。また、機関の加盟国は、総会の定める6つの地域的機関のいずれかに属し、理事を任命する権利を有する加盟国（以下「理事国」という。）は、各地域的機関からその構成国の数に応じて選出される。

しかし、近年、ヨーロッパ地域及び西太平洋地域の加盟国が増大したことに伴い、両地域の加盟国を理事会の構成上衡平かつ適切に代表することが困難になったため、1998年（平成10年）5月にジュネーヴで開催された第51回総会において、両地域から選出される理事国の数を増加させるための憲章改正案が採択された。改正の主な内容は次の通りである。

- 1 理事会は、34の加盟国が任命した34人で構成する。
- 2 前記の加盟国は、3年の任期で選挙され、再選されることができる。ただし、理事会の構成員の数を32から34に増加することに伴い、追加として選挙された加盟国の任期は、必要な場合には、各地域的機関から毎年少なくとも一の加盟国が選挙されることを容易にする期間に短縮する。

なお、この改正は、憲章の規定に基づき、加盟国の3分の2がそれぞれの憲法上の手続きに従って受諾した時に、すべての加盟国に対して効力を生ずる。

アジア＝太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

【要旨】

アジア＝太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書（以下「第二追加議定書」という。）は、アジア＝太平洋郵便連合（以下「連合」という。）の組織及び運営の合理化のための組織改革を目的として、2000年（平成12年）9月にテヘランで開催された第8回大会議において採択されたものであり、アジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書（以下「追加議定書」という。）は、同大会議において、第二追加議定書の採択に併せ採択されたものである。

1 第二追加議定書

この第二追加議定書は、アジア＝太平洋郵便連合憲章を改正するもので、前文、本文20箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

- (1) 中央事務局及びアジア＝太平洋郵便研修センターを廃止し、新たに事務局を設ける。
- (2) 事務局は、管理部門及び研修部門で構成する。

2 追加議定書

この追加議定書は、第二追加議定書の内容を反映して、アジア＝太平洋郵便連合一般規則を改正するもので、前文、本文20箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

- (1) 中央事務局及びアジア＝太平洋郵便研修センターの廃止並びに事務局の新設に伴い、所要の規定の整備を行う。
- (2) 事務局の組織、職員、任務及び事務局長の任務等について定める。
- (3) 管理部門の支出は、年間8万合衆国ドルを超過してはならない。

なお、これらの追加議定書は、2002年（平成14年）7月1日に発効し、無期限に効力を有する。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（締約国の第9回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第6号）（先議）

【要旨】

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、1987年（昭和62年）9月に採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の下で、非締約国との貿易の禁止の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とし、1997年（平成9年）9月にモントリオールで開催された締約国の第9回会合において採択されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国は、臭化メチルについて、この改正の効力発生の日から1年以内に非締約国からの輸入を禁止し、この改正の効力発生の日後1年を経過した日以降、非締約国への輸出を禁止する。
- 2 締約国は、特定の規制物質について、生産量全廃の期限を経過した後においてもそれが達成できない場合には、当該物質で使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸出を禁止する。
- 3 締約国は、規制物質であって、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸出入に関するライセンスの制度を設け及び実施する。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第7号）（先議）

【要旨】

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、1987年（昭和62年）9月に採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の下で、生産、消費等の規制の対象となる物質及び非締約国との貿易の禁止の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とし、1999年（平成11年）12月に北京で開催された締約国の第11回会合において採択されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国は、ハイドロクロロフルオロカーボンについて、2004年（平成16年）1月1日からの各1年間の生産量が1989年（平成元年）の水準を超えないことを確保するとともに

- に、2004年（平成16年）1月1日以降、非締約国との輸出入を禁止する。
- 2 締約国は、ブロモクロロメタンについて、2002年（平成14年）1月1日からの各1年間の消費量及び生産量が零を超えないことを確保するとともに、この改正の効力発生の日から1年以内に非締約国との輸出入を禁止する。
 - 3 締約国は、検疫及び出荷前の処理のための臭化メチルの年間使用量に関する統計資料を事務局に提出する。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（先議）

【要旨】

1992年（平成4年）6月にリオデジャネイロで開催された国際連合環境開発会議で採択されたアジェンダ21は、海洋汚染原因物質の一つである「合成有機化合物」の問題に対する国際的な取組を開始するための政府間会合の開催を要請し、1995年（平成7年）10月の政府間会合では、12の残留性有機汚染物質の排出規制のため、法的拘束力のある国際的枠組みを確立するよう行動すべき旨の宣言が採択された。

これを踏まえ、1998年（平成10年）6月から残留性有機汚染物質の規制に関する政府間交渉会議が開催され、2001年（平成13年）5月22日にストックホルムで行われた外交会議において、この条約が採択された。

この条約は、前文、本文30箇条、末文及び6の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、環境及び開発に関するリオ宣言の原則15に規定する予防的な取組方法に留意して、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的とする。
- 2 附属書Aに掲げる物質（PCB等9物質）の意図的な製造、使用及び輸出入を禁止し、又は廃絶するために必要な法的措置及び行政措置をとる。
- 3 附属書Bに掲げる物質（DDT）の意図的な製造、使用及び輸出入を制限する。
- 4 附属書Dの基準（化学物質の附属書への追加を検討する際の選別のための基準）を考慮し、並びに残留性有機汚染物質の特性を示す新規の化学物質の製造及び使用を防止することを目的とした規制のための措置をとる。
- 5 附属書A又は附属書Bに掲げる個別の適用除外を有している締約国を特定するため、登録簿を作成する。
- 6 残留性有機汚染物質の意図的でない生成から生ずる放出を削減し又は廃絶するため、附属書Cに掲げる物質（ダイオキシン等4物質）の放出源を特定し及び特徴付けをし並びにこれについて取り組むとともに、この条約が効力を生じた後2年以内に行動計画を作成し及び実施するための措置をとる。
- 7 残留性有機汚染物質の在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するため、附属書A及び附属書Bに掲げる物質の在庫並びに附属書A、附属書B及び附属書Cに掲げる物質の廃棄物を特定するための適当な戦略を作成し、環境上適正な管理を行うよう適当な措置をとる。
- 8 この条約に基づく義務を履行するための実施計画を作成し、及びその実施に努める。

- 9 締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく義務を履行する能力を開発し及び強化することを援助するため、適時のかつ適当な技術援助を提供するよう協力する。
- 10 先進締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担することを可能にするため、贈与又は緩和された条件により適当かつ持続可能な資金供与を行うための制度を通じて、新規のかつ追加的な資金を供与する。
- 11 締約国会議を設置し、この条約の実施について絶えず検討し及び評価する。
- 12 事務局を設置し、その任務は、原則として国際連合環境計画事務局長が遂行する。
- 13 この条約は、50番目の批准書等の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。

テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

【要旨】

この条約は、重大なテロ事件が発生する中で、テロリズムに対する資金供与の問題への取組の必要性が強く認識されるようになったことを背景として、1999年（平成11年）12月にニューヨークで開催された国際連合の総会において採択されたものであり、前文、本文28箇条、末文及び附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約の適用上、「資金」とは、有形であるか無形であるか、動産であるか不動産であるか及び取得の方法のいかんを問わず、あらゆる種類の財産及びこれらの財産に関する権原又は権利を証明するあらゆる形式の法律上の書類又は文書（電子的な又はデジタル式のものを含む。）をいう。
- 2 附属書に掲げるハイジャック防止条約、爆弾テロ防止条約等、いずれかの既存のテロ防止関連条約の適用の対象となり、かつ、当該いずれかの条約に定める犯罪を構成する行為及び文民等の死又は身体の重大な傷害を引き起こすことを意図する他の行為であつて、当該行為の目的が住民を威嚇し又は何らかの行為を行うこと若しくは行わないことを政府等に対して強要することであるものを行うために使用されることを意図して又は知りながら、手段のいかんを問わず、直接又は間接に、不法かつ故意に、資金を提供し又は収集する行為、その未遂、そのような行為に加担する行為等を犯罪とする。
- 3 締約国は、前記2の犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。
- 4 締約国は、自国の領域内に所在している法人等の経営者が前記2の犯罪を行った場合には、当該法人が責任を負うことを可能とするために必要な措置をとる。
- 5 締約国は、前記2の犯罪が自国の領域内で行われる場合、自国の船舶内又は航空機内で行われる場合及び自国民によって行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。また、締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、この条約に従って裁判権を設定した他のいずれの締約国に対しても当該容疑者を引き渡さない場合において自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- 6 締約国は、前記2の犯罪の実行を目的として使用された資金等の没収等を行うための

適当な措置をとる。

- 7 犯人又は容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によって正当であると認める場合には、当該犯人又は容疑者の所在を確実にするため、自国の国内法により適当な措置をとる。
- 8 容疑者が領域内に所在する締約国は、自国の裁判権を設定した他の締約国に当該容疑者を引き渡さない場合には、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。
- 9 前記2の犯罪は、締約国間の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。
- 10 締約国は、前記2の犯罪について行われる捜査、刑事訴訟又は犯罪人引渡しに関する手続について、相互に最大限の援助を与える。締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、法律上の相互援助の要請を拒否することができない。
- 11 政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪に関係することのみを理由として、前記2の犯罪を根拠とする犯罪人引渡しの請求又は法律上の相互援助の要請を拒否することはできない。
- 12 締約国は、前記2の犯罪の自国の領域内における準備を防止し及びこれに対処するため、当該犯罪の実行についての助長等をする個人及び団体が行う不法な活動を禁止する措置並びに金融機関等に対して顧客の身元を確認するための措置をとること、犯罪活動から生じた疑いのある取引を報告すること等を要求する措置を含むあらゆる実行可能な措置をとることにより、当該犯罪の防止について協力する。
- 13 附属書は、一定の要件を満たす関連条約を加えることによる改正を行うことができる。
- 14 この条約は、2002年（平成14年）4月10日に発効したが、発効後にこの条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託後30日目の日に効力を生ずる。

実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を 求めるの件（閣条第10号）

【要旨】

実演家及びレコード（カセット・テープ、CD、MD等を含むが、ビデオ、DVD等音が映像とともに固定されたものは含まない。以下同じ。）製作者の権利といった著作隣接権の国際的保護を図る基本条約には、1961年（昭和36年）に作成された「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」（以下「ローマ条約」という。）があり、我が国は同条約を1989年（平成元年）に締結した。

この条約は、近年、ネットワーク化及びデジタル化を始めとする情報関連技術の発達に伴い、インターネットを通じて音楽データ等が世界中で容易に送受信されるようになり、また、レコード等の完全な複製が容易に作成されるようになった状況に対応し、国際的な著作隣接権の保護システムの改善を図ることを目的として、1996年（平成8年）12月にジュネーブで開催された外交会議において採択され、本年5月に効力を生じたものであり、ローマ条約とは独立した別個の条約である。この条約は、前文及び本文33箇条から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、他の条約といかなる関係も有するものではなく、また、他の条約に基づ

くいかなる権利及び義務に影響を及ぼすものでもない。

- 2 締約国は、他の締約国の国民である実演家及びレコード製作者に対して、この条約に定める保護を与える。「他の締約国の国民」である実演家又はレコード製作者であるか否かは、ローマ条約に定める保護の適格性の基準を準用することにより判断する。締約国は、ローマ条約に定める保護の適格性の基準のうち、固定の基準又は発行の基準のいずれかを適用しないこと等の宣言をすることができる。（我が国は、保護の対象となる他の締約国のレコード製作者の範囲の決定に際しては、発行の基準を適用しないことについて宣言を行う予定である。）
- 3 各締約国は、この条約において特に与えられる排他的権利及び後記7の報酬請求権に関して自国民に与える待遇を他の締約国の国民に与える。
- 4 実演家は、現に行っている実演（音に関する部分に限る。）及びレコードに固定された実演に関して、これらの実演に係る実演家であることを主張する権利及びこれらの実演の変更等により自己の声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する。
- 5 実演家は、固定されていない実演の放送又は有線放送及び固定を許諾する排他的権利を享有する。
- 6 実演家及びレコード製作者は、それぞれ、レコードに固定されたその実演又はそのレコードについて、複製、販売その他の譲渡、公衆への商業的貸与及びインターネットへのアップロードを許諾する排他的権利を享有する。
- 7 実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを放送又は公衆への伝達（有線放送等）のために利用することについて、単一の衡平な報酬を請求する権利を享有する。いずれの締約国も、この権利の適用を制限すること又は適用しないことを宣言することができる。インターネット上にアップロードされたレコードは、商業上の目的のために発行されたものとみなす。（我が国は、①実演家及びレコード製作者は、放送及び有線放送において商業用レコードが直接利用される場合にのみ報酬請求権を享有すること、②留保を付している国の国民をレコード製作者とするレコードについては、報酬請求権を当該留保の範囲に制限して適用すること、③インターネット上にアップロードされたレコードについては、報酬請求権の対象としないことについて宣言を行う予定である。）
- 8 実演家に与えられる保護期間は、実演がレコードに固定された年の終わりにから少なくとも50年とし、レコード製作者に与えられる保護期間は、レコードが発行された年の終わりにから（レコードへの固定後50年以内に発行されなかった場合には固定が行われた年の終わりにから）少なくとも50年とする。
- 9 締約国は、この条約に基づく実演家又はレコード製作者の権利の侵害を抑制するために実演家又はレコード製作者が用いる技術的手段（コピー・プロテクション等）が回避されることを防止するため、適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。
- 10 締約国は、この条約が対象とする権利の侵害につながることを知りながら、権限なく、故意に電磁的な権利管理情報（実演、実演家、レコード、レコード製作者又は実演若しくはレコードの利用条件等を特定する情報であって、固定された実演又はレコードの複製物に付されるもの等）を除去し又は改変する行為等に対し、適当かつ効果的な法的救

済について定める。

- 11 締約国は、その総会を設置し、総会は、2年に1回、通常会期として会合する。この条約の管理業務は、世界知的所有権機関国際事務局が行う。
- 12 この条約は、この条約の発効後に批准書又は加入書を世界知的所有権機関事務局長に寄託した国については、寄託の日から3箇月の期間が満了した日に効力を生ずる。

1967年7月14日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第9条(3)の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第11号)

【要旨】

世界知的所有権機関(以下「機関」という。)は、知的所有権(工業所有権及び著作権等)の全世界にわたる保護の促進及び関係諸同盟の管理に関する協力の確保を目的として、1970年(昭和45年)に設立された国際連合の専門機関の一つである。機関の事務局長は、機関を代表し、事業計画案及び予算案等を作成する等の任務を負うが、機関のより適正な運営に資するため、事務局長の任期を制限することを内容とする改正案が、1999年(平成11年)9月の第17回締約国会議において採択された。

この改正は、事務局長の任期及び再任につき、現在、6年以上の一定任期をもって任命され、再任の回数及び期間の制限がない点を改め、任期は6年に固定するとともに、再任は6年の任期をもって1回限りとするものである。

エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)

【要旨】

1991年(平成3年)12月、ソ連(当時)及び中東欧諸国を含む欧州諸国、米国、カナダ、オーストラリア及び我が国は、ソ連(当時)及び中東欧諸国のエネルギー分野の改革の促進を念頭に、エネルギー分野における企業活動並びに投資及び技術交流を全世界的に促進する環境を創設すること等を目的とする政治宣言として「欧州エネルギー憲章」(以下「憲章」)を作成した。

この条約は、憲章の内容を実施するための法的枠組みを創設することを目指して、1994年(平成6年)12月にリスボンで開催された国際会議において採択されたもので(1998年(平成10年)4月効力発生)、前文、本文50箇条、末文、14の附属書及び決定から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、憲章の目的及び原則に従い、エネルギー分野における長期の協力を促進するための法的枠組みを設定する。
- 2 締約国は、エネルギー原料及びエネルギー産品について、商業的条件によるエネルギーの国際市場への進出を促進するよう及び開放されたかつ競争的な市場を全般的に発展させるよう努力する。
- 3 この条約のいかなる規定も、関税及び貿易に関する一般協定(以下「ガット」)の締約国である特定の締約国間において、当該締約国間に適用されているガット及び関連文書の規定を害するものではない。

- 4 締約国は、ガット第3条（内国の課税及び規則に関する内国民待遇）又はガット第11条（数量制限の一般的廃止）の規定に反する貿易関連投資措置をとってはならない。
- 5 締約国は、エネルギー分野における経済活動に関し、市場の歪曲及び競争における障害を緩和するよう努力するとともに、単独及び共同の反競争的行為に対処するために、必要かつ適当な法令を有し、及びこれを実施することを確保する。
- 6 締約国は、エネルギー原料及びエネルギー製品の通過を促進するために必要な措置をとる。
- 7 締約国は、商業的なかつ無差別の原則に基づいてエネルギーに関する技術の取得機会の提供及び当該技術の移転を促進することを合意する。
- 8 締約国は、自国の地域において他の締約国の投資家が投資を行うことに関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利な待遇を与えるよう努力する。
- 9 締約国の投資家であって、他の締約国の地域における戦争その他の武力紛争等によって当該地域における投資財産について損失を被ったものは、原状回復、損害賠償、補償その他の解決に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利な待遇を与えられる。
- 10 迅速、適当かつ効果的な補償の支払を伴う等一定の条件を満たすものである場合を除くほか、締約国の投資家の他の締約国の地域における投資財産は、国有化され、収用され、又は国有化若しくは収用と同等の効果を有する措置の対象としてはならない。
- 11 締約国は、自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産に関し、当該投資財産の自国の地域外又は地域内への移転の自由を保証する。
- 12 締約国は、エネルギー資源に対する国の主権及び主権的権利を認める。
- 13 締約国は、自国の地域におけるエネルギー・サイクルにおけるすべての活動から生ずる有害な環境上の影響を経済上効率的な方法で安全性に適切な考慮を払いつつ最小にするよう努力する。
- 14 不可抗力により生ずる供給の不足という状況においてエネルギー原料及びエネルギー製品の獲得又は分配のために不可欠の措置、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置等は、この条約の特定の規定の適用上、例外となる。自由貿易地域又は関税同盟の構成国としての地位から生ずる特恵的な待遇及び旧ソ連諸国間の経済協力に関する協定によって与えられる特恵的な待遇は、この条約の最恵国待遇に関する規定の例外とする。
- 15 締約国の地域における他の締約国の投資家の投資財産に関する当該締約国と当該他の締約国の投資家との間の紛争であって、当該締約国の義務違反であると申し立てられるものについては、紛争当事者である投資家の選択により、この条約に定める条件に従い、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約に基づく投資紛争解決国際センター、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づいて設置された仲裁裁判所等に付託することができる。
- 16 締約国は、エネルギー憲章会議において定期的に会合する。憲章会議は、その任務の遂行に当たり、事務局を置く。締約国は、事務局の費用を負担し、その額は、締約国の支払能力に従い決定する。
- 17 この条約は、30番目の受諾書等の寄託の日の後90日目の日に効力を生じ、30番目の受

諾書等の寄託の後にこの条約を受諾する等の国等については、当該国等による受諾書等の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。

エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

【要旨】

この議定書は、エネルギー効率の向上がエネルギーを有効に利用することに資するのみならず、地球温暖化、酸性雨等の環境問題への対策として重要であるとの認識の高まりを背景として、1994年（平成6年）12月にリスボンで開催された国際会議において、「エネルギー憲章に関する条約」の採択と同時に採択されたもので（1998年（平成10年）4月効力発生）、前文、本文22箇条、末文及び附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この議定書は、重要なエネルギー源としてエネルギー効率を高め、望ましくない環境上の影響を軽減するための政策上の原則を定める。さらに、エネルギー効率に関する計画の作成についての指針を定め、協力の分野を示し、及び協力的かつ協調的に活動を行うための枠組みを定める。
- 2 締約国は、エネルギー効率に関する政策及び法令を作成し及び実施するに当たり、相互に協力し、適当な場合には相互に援助する。
- 3 締約国は、市場機構の効果的な運営及びエネルギー効率に関する障害の削減等を促進するための政策及び法令上の枠組みを確立する。
- 4 締約国は、エネルギー効率の向上を図り及びその結果としてエネルギー・サイクルの環境上の影響を軽減するため、自国の固有のエネルギー事情との関係において適切な戦略及び政策目標を作成する。
- 5 締約国は、エネルギー効率及びエネルギーに関係する環境保護に関する投資に資金を供与するための新たな取組方法及び方式の実施を奨励する。
- 6 締約国は、自国の状況に最も適したエネルギー効率に関する計画を作成し、実施し及び定期的に更新する。
- 7 エネルギー憲章に関する条約の規定に基づいて設立される事務局は、この議定書に基づく憲章会議の任務の遂行に必要なすべての援助を与え、また、議定書の実施を支援するために随時必要とされる他の役務を提供する。
- 8 この議定書は、この議定書が効力を生じた後この議定書を受諾する等の国等については、当該国等による受諾書等の寄託の日の後30日目の日に効力を生ずる。

刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（先議）

【要旨】

この条約は、犯罪の国際化等に伴い増加した外国人受刑者の社会復帰を促進するため、受刑者の本国で服役させる機会を与えるべきであるとの理念が各国で共有されるように

なったことから、1983年（昭和58年）3月に欧州評議会で作成されたもので（1985年（昭和60年）7月効力発生）、外国において刑を言い渡された者をその本国に移送するための手続等について定めており、前文、本文25箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約の適用上、「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰又は措置であって自由の剥奪を伴うものをいい、「裁判国」とは、移送され得る者又は移送された者に刑を命じた国を、「執行国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る国又は移送された国をいう。
- 2 締約国は、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従い協力のための最大限の措置を相互にとることを約束する。
- 3 刑を言い渡された者については、当該者が執行国の国民であること、判決が確定していること、当該者が移送に同意していること、刑が命ぜられたことの理由となった作為又は不作為が執行国の法令により犯罪を構成すること、裁判国及び執行国が移送に同意していること等の条件が満たされる場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。なお、この条約の適用上、「国民」という語を定義することができることとなっており、我が国は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者を我が国の国民に含める旨の宣言を欧州評議会事務局長にあてて行う予定である。
- 4 裁判国は、刑を言い渡された者であってこの条約の適用を受けることのできるすべてのものに対し、この条約の内容を通知する。また、裁判国は、刑を言い渡された者がこの条約に基づき移送されることについて裁判国に対して関心を表明した場合には、刑を言い渡された者の氏名、刑の根拠となった事実、刑の性質及び期間等の事項とともに、その旨を執行国に通報する。裁判国は、刑を言い渡された者がその移送について執行国に対し関心を表明した場合には、執行国の要請により刑を言い渡された者の氏名、刑の根拠となった事実、刑の性質及び期間等の事項を執行国に通報する。
- 5 移送の要請及び回答は、書面により行う。要請を受けた国は、要請された移送に同意するかしないかについての決定を速やかに要請国に通報する。
- 6 裁判国は、移送について同意する者が任意に、かつ、移送の法的な効果について十分な知識をもって、同意することを確保する。また、裁判国は、執行国に対し、同意がこのような条件に従って行われたことを領事等を通じて確認する機会を与える。
- 7 執行国の当局による刑を言い渡された者の身柄の受領は、裁判国における刑の執行を停止する効力を有し、執行国が刑の執行を終了したと認める場合には、裁判国は、当該刑をもはや執行することができない。
- 8 執行国の権限ある当局は、直接に若しくは裁判所等の命令に従って裁判国の刑の執行を継続するか又は裁判国において命ぜられた制裁を同一の犯罪行為について執行国の法令が規定する制裁に代えるために裁判国の刑を執行国の決定に転換する。刑の執行については、執行国の法令により規律される。
- 9 刑の執行を継続する場合には、執行国は、裁判国で決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならない。もっとも、執行国は、刑の性質又は期間が自国の法令に適合しない場合等には、刑罰又は措置の性質又は期間を裁判国で命ぜられた制裁より

重いものとし、ないこと等を条件として、当該刑による制裁を同一の犯罪行為について自国の法令が規定する刑罰又は措置に合わせる事ができる。

- 10 刑の転換を行う場合には、執行国の法令に規定する手続を適用する。刑の転換を行う場合において、権限のある当局は、裁判国において言い渡された判決から認められる限りにおいて、その判決の事実認定に拘束される等の条件に従う。
- 11 締約国は、自国の憲法等に従い、特赦等を認めることができる。判決に対する再審の請求については、裁判国のみが決定する権利を有する。執行国は、決定又は措置であつてその結果として刑を執行することが不可能となるものについて裁判国からの通報を受けた場合には、直ちにその刑の執行を終了する。
- 12 この条約の適用に要する費用は、専ら裁判国の領域で要する費用を除くほか、執行国が負担する。
- 13 この条約の効力発生後、欧州評議会閣僚委員会は、欧州評議会の非加盟国に対してこの条約に加入するよう要請することができる。
- 14 この条約は、刑事についての国際協力に関する他の条約で証言等の目的のための拘禁された者の移送について規定するもの及び犯罪人の引渡に関する条約から生ずる権利及び義務に影響を及ぼさない。

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）

【要旨】

この議定書は、先進国等が2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの5年間に於いて数量化された約束に従つて温室効果ガスの排出を抑制し又は削減するため、1997年（平成9年）12月に京都で開催された気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「条約」という。）の第3回締約国会議において採択されたものである。この議定書は、前文、本文28箇条、末文及び2の附属書（附属書A及びB）から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 条約の附属書Iに掲げる締約国（先進国及び市場経済への移行の過程にある国。以下「附属書I国」という。）は、温室効果ガスの排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の達成に当たり、持続可能な開発を促進するため、一定の政策及び措置を行う。
- 2 附属書I国は、附属書I国により排出される附属書Aに掲げる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等6種類のガス）の全体の量を2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの約束期間中に1990年（平成2年）の水準より少なくとも5%削減することを目的として、個別に又は共同して、当該温室効果ガスの二酸化炭素に換算した人為的な排出量の合計が、附属書Bに記載する排出の抑制及び削減に関する数量化された約束（我が国は1990年（平成2年）の排出量の水準より6%減）に従つて算定される割当量を超えないことを確保する。
- 3 附属書I国は、2005年（平成17年）までに、この議定書に基づく約束の達成について明らかな前進を示す。
- 4 土地利用の変化及び林業に直接関連する人の活動（1990年（平成2年）以降の新規植

林、再植林及び森林を減少させることに限る。)に起因する温室効果ガスの発生源による排出量及び吸収源による除去量の純変化は、前記2の数量化された約束を履行するために用いられる。

- 5 附属書I国のその後の期間に係る約束については、附属書Bの改正によって決定する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、1回目の約束期間が満了する少なくとも7年前に当該約束の検討を開始する。
- 6 一の締約国が他の締約国から取得する後記8に基づく排出削減単位、後記9に基づく認証された排出削減量又は後記10に基づく排出量取引の一部は、前記2の割当量に加える。
- 7 附属書I国は、1回目の約束期間の開始の遅くとも1年前(2006年(平成18年)末)までに、温室効果ガスについて、発生源による人為的な排出量及び吸収源による除去量について推計を行うための国内制度を設ける。
- 8 附属書I国は、前記2の数量化された約束を履行するため、一定の条件の下に、経済のいずれかの部門において温室効果ガスの発生源による人為的な排出を削減し又は吸収源による人為的な除去を強化することを目的とする事業から生ずる排出削減単位を他の附属書I国に移転し又は他の附属書I国から取得することができる。
- 9 この議定書により定める低排出型の開発の制度の下で、附属書I国以外の締約国は、認証された排出削減量を生ずる事業活動から利益を得る。また、附属書I国は、前記2の数量化された約束の一部の遵守に資するため、当該事業活動から生ずる認証された排出削減量を一定の条件の下に用いることができる。
- 10 附属書Bに掲げる締約国は、前記2の数量化された約束を履行するため、排出量取引に参加することができる。
- 11 すべての締約国は、条約に基づく既存の約束の履行を引き続き促進するため一定の措置をとる。条約附属書IIに掲げる先進締約国は、条約に従い、また、条約の資金供与の制度の運営を委託された組織を通じて、開発途上国が条約に基づく当該既存の約束の履行を促進するため負担する費用を支援するための資金を供与する。
- 12 条約の最高機関である締約国会議は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす。
- 13 この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第1回会合において、不遵守の原因、種類、程度及び頻度を考慮して、この議定書の規定の不遵守の事案を決定し及びこれに対処することのための適当かつ効果的な手続及び制度を承認する。当該手続及び制度であって拘束力のある措置を伴うものは、この議定書の改正によって採択される。
- 14 この議定書は、55以上の条約の締約国であって、附属書I国の1990年(平成2年)における二酸化炭素の総排出量のうち少なくとも55%を占める二酸化炭素を排出する附属書I国を含むものが、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後90日目の日に効力を生ずる(現在、未発効)。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の 協定の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）

【要旨】

この協定は、我が国と大韓民国との間の経済的協力を強化し、かつ、投資の自由化、促進及び保護を通じて両国間における資本及び技術の交流を促進することを目的として、2002年（平成14年）3月22日にソウルで署名されたものである。この協定は、前文、本文23箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 各締約国は、自国の領域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持等（以下「投資及び事業活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 2 各締約国は、1の内国民待遇及び最恵国待遇、5の特定措置の履行要求の禁止等の義務に適合しない措置（以下「例外措置」という。）を、附属書Ⅰに特定する分野等（原子力産業、航空機産業、武器産業等）について採用し又は維持することができる。
- 3 各締約国は、この協定の効力発生の日に存在する例外措置を、附属書Ⅱに特定する分野等（農林水産業、石油業、鉱業等）について維持することができるが、漸進的に削減し又は撤廃するよう努める。
- 4 各締約国は、関係法令に従い、一定の要件を満たす投資家の一時的な入国及び滞在を認め、並びに労働の許可を与える。
- 5 いずれの締約国も、投資及び事業活動の条件として、輸出要求、現地調達要求、技術移転要求等の特定措置の履行要求を行ってはならない。
- 6 各締約国は、収用又は国有化を行うに際して、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払、正当な法の手続に従うことの条件を満たさなければならない。収用に伴う補償は、公正な市場価格に基づき遅滞なく支払わなければならない。
- 7 いずれか一方の締約国の投資家であって、他方の締約国の領域内において、敵対行為の発生その他の緊急事態により投資及び事業活動に関して損失又は損害を被ったものは、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、最恵国待遇及び内国民待遇を与える。
- 8 各締約国は、投資家の投資財産に関連するすべての支払等が遅滞なく自由に移転されることを認めなければならない。
- 9 締約国又はその指定する機関による保険契約等に基づく請求権等の代位を承認する。
- 10 両締約国は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争を解決するため協議を行い、協議により解決できなかった場合、当該紛争は仲裁裁判所に付託される。
- 11 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議により解決されない場合、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁手続等に付託される。
- 12 各締約国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置等をとることができる。
- 13 この協定は、10年間効力を有し、その後は1年前の書面による終了予告により終了さ

せることができる。

犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）

【要旨】

我が国と大韓民国との間では、1998年（平成10年）10月の日韓共同宣言において、犯罪人引渡条約の締結のための話し合いを開始することにつき意見の一致をみたことを受け、交渉を行った結果、2002年（平成14年）4月8日にソウルにおいてこの条約の署名が行われた。

この条約は、前文、本文17箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 一方の締約国は、引渡犯罪について訴追し、審判し、又は刑罰を執行するために他方の締約国から引渡しを求められ、自国の領域において発見された者を、この条約の規定に従い引き渡すことに同意する。
- 2 この条約の適用上、両締約国の法令における犯罪であって、死刑又は無期若しくは長期1年以上の拘禁刑に処することとされているものを引渡犯罪とする。
- 3 この条約に基づく引渡しは、次のいずれかに該当する場合には、行われない。
 - (1) 引渡しを求められている者が引渡請求に係る犯罪を行ったと疑うに足る相当な理由がない場合
 - (2) 引渡しを求められている者が欠席裁判により有罪判決を受けている場合
 - (3) 引渡請求が政治犯罪について行われていると被請求国が認める場合
 - (4) 引渡しを求められている者が被請求国において引渡請求に係る犯罪について訴追されている場合又は確定判決を受けた場合
 - (5) 時効の完成その他の事由によって刑罰を科し又は執行することができない場合
 - (6) 人種、宗教、国籍等を理由に訴追し又は刑罰を科する目的で引渡請求がなされていると被請求国が認めるに足る十分な理由がある場合
- 4 この条約に基づく引渡しは、次のいずれかに該当する場合には、拒むことができる。
 - (1) 引渡請求に係る犯罪が被請求国の領域又は船舶若しくは航空機において犯された場合
 - (2) 第三国において引渡請求に係る犯罪について無罪判決を受けた場合又は有罪判決を受け、刑罰の執行を終えているか若しくは執行を受けないこととなった場合
 - (3) 引渡しを行うことが人道上の考慮に反すると被請求国が認める場合
 - (4) 引渡しを求められている者に関し、引渡請求に係る犯罪について訴追をしないこと等を被請求国が決定した場合
- 5 被請求国は、引渡請求に係る犯罪以外の犯罪についての審判又は刑罰の執行が終わるまで、引渡しを遅らせることができる。
- 6 被請求国は、この条約に基づいて自国民を引き渡す義務を負うものではないが、その裁量により自国民を引き渡すことができる。被請求国は、引渡しを求められている者が自国民であることのみを理由として引渡しを拒んだ場合であって、請求国の求めのあるときは、訴追のため自国の当局に事件を付託する。

- 7 引渡請求に係る犯罪が請求国の領域の外において行われたものである場合には、被請求国が国外犯規定を置いているとき又は当該犯罪が請求国の国民によって行われたものであるときに限り、引渡しを行う。
- 8 請求国は、被請求国が同意する場合等を除き、引渡しの理由となった犯罪以外の犯罪であって引渡しの前に行われたものについて、引き渡された者を拘禁し、訴追し、若しくは審判し、又はその者に対し刑罰を執行してはならず、また、その者を第三国に引き渡してはならない。
- 9 引渡しの請求は、外交上の経路により、必要な文書を添えて書面で行う。
- 10 緊急の場合において、締約国は、外交上の経路により、仮拘禁の請求を行うことができる。
- 11 同一の者について他方の締約国及び第三国から引渡しの請求を受けた場合においては、被請求国が、いずれの請求国にその者を引き渡すかについて決定する。
- 12 被請求国は、外交上の経路により、引渡請求についての決定を請求国に対し速やかに通知する。
- 13 引渡しが行われる場合において、犯罪行為の結果得られた又は証拠として必要とされるすべての物は、請求国の求めのあるときは、一定の条件の下に、これを提供する。
- 14 被請求国は、引渡請求に起因する国内手続について必要なすべての措置をとり、そのためのすべての経費を負担する。請求国は、引き渡された者を被請求国の領域から移送するための経費を負担する。
- 15 一方の締約国は、他方の締約国に対し、第三国から当該他方の締約国に引き渡された者を当該一方の締約国の領域を経由の上護送する権利を認める。
- 16 両締約国は、いずれか一方の締約国の要請により、この条約の解釈及び適用に関し協議する。
- 17 この条約は、批准書の交換の日の後15日目の日に効力を生ずる。この条約は、この条約の効力発生の日以後に行われた引渡請求について適用する。

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）

【要旨】

この条約は、不法な文化財取引を実効的に禁止し及び防止することを目的として、1970年（昭和45年）11月にパリで開催された国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）の第16回総会において採択されたものであり、1972年（昭和47年）4月に効力を発生した。この条約は、前文、本文26箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約の適用上、「文化財」とは、各国が考古学上、先史学上、史学上、文学上、美術上又は科学上重要なものとして特に指定した物件であって、一定の分類に属するものをいう。
- 2 この条約に基づいてとる措置に反して行われた文化財の輸入、輸出又は所有権移転は、不法とする。

- 3 この条約の適用上、締約国は、①各国の国民の才能によって創造された文化財、②各国の領域内で発見された文化財、③考古学等の調査団が原産国の同意を得て取得した文化財、④自由な合意に基づいて交換された文化財、⑤原産国の同意を得て贈与され又は合法的に購入した文化財等が各国の文化遺産を成すものであることを認める。
- 4 締約国は、自国にとって適当なときは、文化遺産の保護のための国内機関を自国の領域内に設置することを約束する。
- 5 締約国は、当該文化財の輸出が許可されたものであることを明記する適当な証明書が添付されない文化財の輸出を禁止する。
- 6 締約国は、他の締約国を原産国とする文化財であってこの条約が関係国について効力を生じた後に不法に輸出されたものを自国の博物館等が取得することを防止するため、国内法に従って必要な措置をとる。他の締約国の博物館等からこの条約が関係国について効力を生じた後に盗取された文化財（当該施設の所蔵品目録に属することが証明されたものに限る。）の輸入を禁止する。原産国である締約国が要請する場合には、輸入された当該文化財の回復及び返還のために適当な措置をとる。ただし、要請を行う締約国が当該文化財の善意の購入者又は当該文化財に対して正当な権原を有する者に対し適正な補償金を支払うことを条件とする。
- 7 締約国は、前記5及び6に定める輸出入の禁止義務に違反した者に対して刑罰又は行政罰を科することを約束する。
- 8 自国の文化遺産が危険にさらされている締約国は、影響を受ける他の締約国に要請を行うことができる。要請を受けた締約国は、合意に達するまでの間、要請を行う国の文化遺産が回復し難い損傷を受けることを防止するため、実行可能な範囲内で暫定措置をとる。
- 9 締約国は、締約国から不法に持ち出された文化財の移動を制限し、及び適当な場合には古物商に対して一定の義務を課する。また、文化財の価値及び不法な輸出等が文化遺産にもたらす脅威につき教育を通じて国民の認識を高める。
- 10 外国による国土占領に起因する強制的な文化財の輸出及び所有権移転は、不法であるとみなす。
- 11 締約国は、自国が国際関係について責任を有する領域内に存在する文化財について、この条約上の義務を履行するためのすべての適当な措置をとる。
- 12 締約国は、自国の法令に従い、文化財の不法な輸出入を促すおそれのある所有権移転を防止すること、自国から不法に輸出された文化財が正当な所有者に返還されるよう協力すること等を約束する。
- 13 締約国は、この条約の義務を履行するため、文化遺産の保護について責任を有する国内機関に対しできる限り十分な予算を配分する。
- 14 この条約のいかなる規定も、締約国の間で文化財の返還に関する特別の協定を締結すること又は既に締結した協定の実施を継続することを妨げない。
- 15 締約国は、ユネスコ総会に提出する報告において、この条約の適用のために自国がとった立法措置、行政措置等に関する情報を提供する。
- 16 締約国は、情報提供、教育、専門家の助言等について、ユネスコの技術援助を要請することができる。

- 17 この条約は、この条約の効力発生後に批准書、受諾書又は加入書を寄託した国については、その寄託の日の後3箇月で効力を生ずる。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を進めるとともに、必要な機能の充実等を図るとの観点から、陸上自衛隊の第4師団の改編等、陸上・海上・航空各自衛隊の情報保全隊の新編等並びに統合幕僚会議における防衛情報通信基盤管理運営室の新設等及び情報の収集・分析態勢の強化等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改めようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

- 1 陸上自衛隊の自衛官の定数を454人削減し、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官の定数をそれぞれ14人増加するとともに、統合幕僚会議の自衛官の定数を135人増加させることにより、自衛官の定数を291人削減する。
- 2 即応予備自衛官の員数を3人増加する。
- 3 本法律は、平成15年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、平成17年に愛知県で開催される予定の2005年日本国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第12条の規定に基づく政府代表として2005年日本国際博覧会政府代表を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めようとするものであって、主な内容は次のとおりである。

- 1 「2005年日本国際博覧会政府代表」1人を外務省に置く。
- 2 代表は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。
- 3 代表の任務は、2005年日本国際博覧会に関し、日本国政府を代表するものとする。
- 4 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。
- 5 代表の俸給月額は、136万5,000円とする。
- 6 この法律は、平成14年4月1日から施行し、2005年日本国際博覧会が終了して1年を経過した日に効力を失う。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 在東チモール日本国大使館を新設するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 2 在カルカタ日本国総領事館の名称及び位置の地名をそれぞれ在コルカタ日本国総領事

館及びコルカタに変更する等の規定の整備を行う。

- 3 国際連合教育科学文化機関日本政府代表部を新設するとともに、同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 4 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 5 研修員手当の支給額を改定する。
- 6 この法律は、平成14年4月1日から施行する。ただし、在東チモール日本国大使館に関する部分は東チモールの国家承認の日以後において政令で定める日から、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部に関する部分は政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

激変する国際社会にあつて、我が国外交を担うべき外務省は、機密費問題に端を発した一連の不祥事、不適切な資金の流れ、政治家と官僚との不適正な関係、閉鎖的な組織など、極めて根本的な問題を抱えており、国民への説明責任も十分に果たしているとはいえない。外務省の人事面、組織面、会計面、意識面、政治家との関係などについて、一層抜本的な改善策を早急に実施することが、公正で透明な行政組織としての信頼を回復する上で不可欠である。これらを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 外務省においては、日本外交の適切かつ効果的な展開を図り、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するために、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組むこと。
- 2 我が国の深刻な財政事情及び民間の厳しい諸情勢を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるための具体的措置を講じること。
- 3 現下の厳しい国内状況にかんがみ、在外職員の在勤基本手当及び諸手当についても、各任地における諸外国外交官及び日本企業駐在員の給与制度及び水準も参考としつつ、勤務条件・現地の生活環境や物価水準、為替相場などを総合的に勘案し、適切な水準・内容となるよう努めること。
- 4 在外公館が扱う報償費などの諸経費について、支出基準・決裁手続などを見直し、厳格かつ適正な支出が図られるよう具体的措置を講じること。
- 5 在外公館においては、犯罪・テロ対策など在外邦人に対する安全対策について一層の機能強化を図ること。
- 6 項目2及び4に関しては、公認会計士などの中立・公正な立場で専門知識を持った第三者の参加を得た査察を実施すること。
- 7 以上の項目に関する具体的な実施内容・状況・結果などについて、当委員会の要請に応じて、随時報告を行うこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・ 条約 (18件)

番号	件 名	先議院	提出 月 日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
1	新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	14. 2. 22	14. 4. 24	14. 5. 7 承認	14. 5. 8 承認	14. 4. 4 外務	14. 4. 10 承認	14. 4. 11 承認
2	国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件	衆	2. 22	5. 16	5. 21 承認	5. 22 承認	4. 11 外務	4. 19 承認	4. 23 承認
3	国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第144号）の締結について承認を求めるの件	衆	2. 22	5. 16	5. 21 承認	5. 22 承認	4. 11 外務	4. 19 承認	4. 23 承認
4	世界保健機関憲章第24条及び第25条の改正の受諾について承認を求めるの件	衆	2. 22	5. 16	5. 21 承認	5. 22 承認	4. 11 外務	4. 19 承認	4. 23 承認
5	アジア＝太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件	衆	2. 28	7. 18	7. 23 承認	7. 24 承認	7. 11 外務	7. 17 承認	7. 18 承認
6	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（締約国の第9回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件	参	2. 28	4. 3	4. 9 承認	4. 10 承認	7. 17 外務	7. 24 承認	7. 25 承認
7	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件	参	2. 28	4. 3	4. 9 承認	4. 10 承認	7. 17 外務	7. 24 承認	7. 25 承認
8	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めるの件	参	2. 28	4. 3	4. 9 承認	4. 10 承認	7. 17 外務	7. 24 承認	7. 25 承認
9	テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件	衆	3. 12	5. 15	5. 16 承認	5. 17 承認	4. 10 外務	4. 17 承認	4. 18 承認
10	実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件	衆	3. 12	6. 5	6. 11 承認	6. 12 承認	5. 28 外務	5. 29 承認	5. 30 承認
11	1967年7月14日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第9条(3)の改正の受諾について承認を求めるの件	衆	3. 12	6. 5	6. 11 承認	6. 12 承認	5. 28 外務	5. 29 承認	5. 30 承認
12	エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	3. 12	7. 1	7. 4 承認	7. 5 承認	5. 30 外務	6. 5 承認	6. 6 承認
13	エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件	衆	3. 12	7. 1	7. 4 承認	7. 5 承認	5. 30 外務	6. 5 承認	6. 6 承認
14	刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件	参	3. 12	4. 10	4. 16 承認	4. 17 承認	7. 16 外務	7. 19 承認	7. 23 承認

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
15	気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件	衆	14. 3. 29	14. 5. 24	14. 5. 30 承認	14. 5. 31 承認	14. 5. 10 外務	14. 5. 17 承認	14. 5. 21 承認
○14. 5. 24 参本会議趣旨説明 ○14. 5. 10 衆本会議趣旨説明									
16	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	4. 16	5. 22	5. 28 承認	5. 29 承認	4. 23 外務	4. 26 承認	5. 7 承認
17	犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件	衆	4. 16	5. 22	5. 28 承認	5. 29 承認	4. 23 外務	4. 26 承認	5. 7 承認
18	文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	4. 16	6. 5	6. 11 承認	6. 12 承認	5. 28 外務	5. 29 承認	5. 30 承認

・ 内閣提出法律案（3 件）

※は予算関係法律案

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※13	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	衆	14. 2. 12	14. 4. 17	14. 4. 23 可決	14. 4. 24 可決	14. 3. 26 安全保障	14. 4. 4 可決	14. 4. 5 可決
○14. 4. 17 参本会議趣旨説明 ○14. 3. 26 衆本会議趣旨説明									
※14	2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案	衆	2. 12	3. 27	3. 28 可決	3. 29 可決	3. 20 外務	3. 26 可決	3. 26 可決
※15	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 12	3. 27	3. 28 可決 附帯	3. 29 可決	3. 20 外務	3. 26 可決 附帯	3. 26 可決

(注) 附帯 附帯決議